

障がい者福祉制度のご案内 (身体障がい者)

赤穂市 社会福祉課 障がい福祉係

TEL 0791-43-6833

FAX 0791-45-3396

MAIL shougai@city.ako.lg.jp

注) 事前申請が必要なものが多いため、必ず制度利用前に、担当窓口で、資格・条件・申請時期等の詳細について確認してください。

※印のついた等級に該当し、その他要件を満たす方が対象となります。

※制度改正により、要件、内容等が変動する場合があります。

名称	区分	主 要 件	内 容	身体障害者手帳						お問い合わせ先
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	
経	重度心身障害者介護手当の支給	・65歳未満で在宅6ヶ月以上のねたきりの重度障がいのある人(原則介護保険サービスを利用しておらず、自立支援給付を受けていない人に限る)を介護している人 ・市民税非課税世帯	介護者に支給 月額 10,000円 (1年度あたり上限額10万円)	●	●					社会福祉課 43-6833 (TEL) 45-3396 (FAX) shougai@city.ako.lg.jp
	特別障害者手当の支給	・20歳以上の在宅の方で、常時特別の介護を必要とし、おおむね次の障がいの程度を有する人 (身体障害者手帳1,2級) ・手帳を取得していなくても申請可 ・所得制限あり	障がいのある人に支給 月額 30,450円 (R8.4~)	医師の診断書等により判定(判定の結果により支給できない場合もあります)						
	障害児福祉手当の支給	・20歳未満の在宅の方で、常時介護を必要とし、おおむね次の障がいの程度を有する人 (身体障害者手帳1,2級) ・手帳を取得していなくても申請可 ・所得制限あり	障がいのある子どもに支給 月額 16,560円 (R8.4~)	医師の診断書等により判定(判定の結果により支給できない場合もあります)						
済	特別児童扶養手当の支給	・20歳未満の中度以上の障がいのある子どもを養育している人 ・所得制限あり	父母又は養育者に支給 重度 月額 58,450円 中度 月額 38,930円 (R8.4~)	・手帳の写し(障がい種別、等級による) ・規定の診断書により判定(判定の結果により支給できない場合があります)						子育て支援課 43-6808(TEL) 43-7138(FAX) kosodate@city.ako.lg.jp
援	障害基礎年金の支給	・国民年金の被保険者又は65歳未満の人が国民年金法による1・2級以上の障がいとなったとき(保険料の納付要件あり) ・20歳未満で上記障がいになった人(20歳になったら申請)	1級 年額 1,059,125円 (69歳以上の人) 年額 1,056,125円 2級 年額 847,300円 (69歳以上の人) 年額 844,900円 (R8.4~)	国民年金法別表 (加入年金の種別により申請先が変わります)						医療介護課 43-6813 (TEL) 43-6892 (FAX) kokuho@city.ako.lg.jp または ねんきんダイヤル 0570-05-1165 姫路年金事務所 079-224-6382 (案内1番) (TEL)
	護	特別障害給付金制度	・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者で、任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金の1級・2級相当の障がいがある人	障害基礎年金1級該当 月額 58,650円 障害基礎年金2級該当 月額 46,920円 (R8.4~)	特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律					

※制度改正により、要件、内容等が変動する場合があります。

名称	区分	主 要 件	内 容	身体障害者手帳						お問い合わせ先
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	
経	高齢重度障害者 医療費助成	・65歳以上の1～3級及び4級の一部の身体障がいのある人(65歳から74歳以下の人とは別途、後期高齢者医療保険加入手続きが必要) ・所得制限あり	健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成する	●	●	●	▲			医療介護課 43-6820(TEL) 43-6892(FAX) iryoy@city.ako.lg.jp
	重度障害者(児) 医療費助成	・1・2級の身体障がいのある人 ・所得制限あり		●	●					
済	自立支援医療費(更生医療・育成医療)の給付	・身体障がいのある人でその障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳以上) ・所得制限あり ⇒ 身体障害者更生相談所の判定	障がいの程度を軽くしたり、手術等で日常生活の能力を高めたりするための医療について、医療費の自己負担額を軽減する 原則1割負担	●	●	●	●	●	●	社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp
		・身体障がいのある子どもで、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満) ・所得制限あり ⇒ 赤穂市の判定		医師の意見書により判定						
護	県・心身障害者扶養 共済制度	・1～3級の身体障がいのある人を扶養する65歳未満の親族が加入できる(ただし、生命保険契約の対象とできない疾病・障がいを有しないこと)	【掛金月額】 1口 9,300円～23,300円 (掛金免除規定あり) 【加入者死亡のとき】 月額(1口) 20,000円支給 【障がい者死亡のとき】 加入期間に応じて弔慰金を支給	●	●	●				

名称	区分	主 要 件	内 容	身体障害者手帳						お問い合わせ先
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	
日常生活 常 日	兵庫県身体障害者更生 資金貸付事業	・県内に居住する20歳以上の身体障害者手帳を 所持する人 ・兵庫県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付 を受けている人	貸付限度額 400,000円 償還期間 5年以内(うち1年据置) 利息 3%	●	●	●	●	●	●	兵庫県身体障害者 福祉協会 078-242-4620(TEL) 078-242-4260(FAX)
	兵庫県在宅重度障害者 生活環境改善資金貸付 事業	・身体障害者手帳の所持者で、その障がいの程度 が1級、2級に該当する人 ・県内に6ヶ月以上居住している人 ・貸付決定後に着工すること ・1名以上の連帯保証人が必要 ・身体障害者相談員を通じて借入申込書を提出	貸付限度額 1,000,000円 償還期間 6ヶ月据置後6年以内 無利息	●	●					
	手話通訳者及び要約筆 記者の派遣	・聴覚障がいのある人及び聴覚障がいのある人とコ ミュニケーションを図る必要のある人が、手話通訳や 要約筆記を必要とする場合	手話通訳者及び要約筆記者をコーディ ネートし、派遣する (FAX・メールによる申請可) ※7日前までに申請	/						社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp
	手話専用ビデオ通話サー ビス	・手話を言語として利用されている人 (事前登録が必要)	社会福祉課設置のタブレット端末を使っ て、ビデオ通話により、市役所業務への問 い合わせや相談に対応する	/						
	心身障害者(児)歯科診 療所	・一般歯科医院で受診困難な身体障がいのある人 ・健康保険適用にかかる自己負担分を各自負担 ・初回は社会福祉課で診察の予約が必要	歯科診療所における診療及び予防措置 (週2回火・木の午後1時30分～4時 福祉会館内)	●	●	●	●	●	●	
	障がい者福祉タクシー利 用助成 (タクシー利用券の交付)	・外出困難な在宅の重度の下肢、体幹、内部、視 覚障がいのある人 (1・2級)	500円相当額の福祉タクシー利用券を1 月あたり4枚交付する	●	●					

名称	区分	主 要 件	内 容	身体障害者手帳						お問い合わせ先
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	
日常生活支援	重症心身障害者(児)自動車燃料費助成	以下の①～③すべてに該当する人 ①在宅の身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた人で、かつ療育手帳Aの交付を受けた人 ②市外の事業所で、生活介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している人 ③赤穂市福祉タクシー利用券を交付されていない人	市外の障害福祉サービス事業所等へ通所するために使用する自家用車の運行に伴う燃料費の一部を年間24,000円を上限として助成する。	●	●					社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp
	障害者住宅改造費用の助成	・生涯にわたり自宅で生活を希望する身体障がいのある人 (介護保険の要介護認定を受けた人は介護保険の給付を優先)	住宅改造する費用の一部を助成する 最高限度額 1,000,000円 ※所得状況による	●	●	●	●	●	●	
	身体障害者自動車運転免許取得費の助成	・身体障害者手帳の交付を受けている人で、指定教習所で教習を受け普通自動車免許を取得することにより、社会活動の参加に効果があると認められる人	普通自動車免許取得のために教習所で教習を受けるのに直接要した費用の2/3以内の額を助成する (限度額 100,000円)	●	●	●	●	●	●	
	身体障害者自動車改造費の助成	・上肢、下肢又は体幹の機能障がいのある人が自ら所有し運転する自動車の改造	操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費を助成する (限度額 100,000円)	●	●	●	●	●	●	
	安心見守りコール(緊急通報システム)	・在宅でひとり暮らしの重度身体障がいのある人	無線のペンダント型通報機等により、急病や事故などの緊急情報をセンターを通じ、消防本部や近隣協力員に連絡し、援助を受ける	●	●					
	NET119緊急通報システム	・市内在住、在勤又は在学の聴覚、音声、言語機能が不自由な人、又は音声による通報に不安がある人 (事前登録が必要)	携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用して、簡単なボタン操作で119番通報を行うことができるシステム	身体障害者手帳の所持にかかわらず、聴覚、音声、言語機能が不自由な人、又は音声による通報に不安がある人を対象とする						
補装具費の支給	・身体障がいのある人で補装具が必要であると認められた人(所得に応じて自己負担あり) (介護保険の要介護認定を受けた人は介護保険の給付を優先)	身体上の障がいを補うための補装具に要する費用の一部を支給する (義足・車いす・補聴器等)	●	●	●	●	●	●	医師の診断書等により判定	社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp

名称	区分	主な要件	内容	身体障害者手帳						お問い合わせ先	
				1級	2級	3級	4級	5級	6級		
日常生活 支援 護	軽・中度難聴児補聴器 購入費の助成	・保護者が市内に住所を有する聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の人(身体障害者手帳交付の対象とならない児童) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの人	補聴器等を購入する又は更新する経費、耳あて等を交換する経費の一部を助成する	/						社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp	
	障害者等日常生活用具 の給付	・市内に住所のある障がいのある人で障がい及び程度による制限あり(所得に応じて自己負担あり) (介護保険の要介護認定を受けた人は介護保険の給付を優先)	日常生活の利便を図るため生活用具を給付する	●	●	●	●	●	●	社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp	
		・特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす(児のみ)・訓練用ベッド・入浴補助用具・便器・頭部保護帽・歩行補助つえ(一本杖のみ)・移動、移乗支援用具・特殊便器・火災警報器・自動消火器・食事支援ロボット・情報、通信支援用具・紙おむつ(脳原性の身体及び知的及び排尿等の意思表示困難)・居宅生活動作補助用具		●	●	●	●	●	●		肢体・体幹・平衡
		・火災警報器・自動消火器・食事支援ロボット(難病)・透析液加温器(腎臓)・ネプライザー(呼吸)・電気式たん吸引器(呼吸)・酸素ボンベ運搬車(在宅酸素療法を行う人)・パルスオキシメーター(難病かつ人工呼吸器)・ストーマ装具(直腸、ぼうこう)・紙おむつ(ストーマ装着困難及び先天性疾患起因の高度排尿等機能障がい)・収尿器(ぼうこう)		●	●	●	●	●	●		内部・難病
		・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・盲人用体温計・盲人用体重計・音声血圧計・情報、通信支援用具・点字図書・点字ディスプレイ(視覚、聴覚重複)・点字器・点字タイプライター・視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置・視覚障がい者用読書器・盲人用時計・地上デジタル放送対応ラジオ		●	●	●	●	●	●		視覚
		・火災警報器・自動消化器・聴覚障がい者用屋内信号装置・携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ(視覚、聴覚重複)・聴覚障がい者用通信装置・聴覚障がい者用情報受信装置・人工喉頭・人工内耳体外部装置(スピーチプロセッサ)		●	●	●	●	●	●		聴覚・音声・言語
	訪問型歩行訓練	・市内に住所を有する視覚障がいのある人で、日常生活を送るうえで訓練が必要な人	歩行訓練士を派遣し、日常生活圏等において個々の生活に応じた歩行訓練を行う(1回3時間以内、10回まで)	●	●	●	●	●	●	社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp	
相談	赤穂市障がい者基幹相談 支援センター (え〜る)	・身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等 (障がいの種別や年齢、手帳の有無は問わない)	障がいのある人やそのご家族が住み慣れた地域でより豊かな生活が送れるよう、窓口・電話・訪問等での相談に対応する							赤穂市障がい者 基幹相談支援センター 43-6837(TEL) 45-3396(FAX) kikansodan@city.ako.lg.jp	

名称	区分	主な要件	内容	身体障害者手帳						お問い合わせ先							
				1級	2級	3級	4級	5級	6級								
相談	障害者ほっとライン	兵庫県内在住の障がい者及びその家族等 (障がいの種別や等級、手帳の有無は問わない)	様々な悩みに対して総合的に相談を受ける。 [相談日時]月曜日～金曜日9:00～16:30 ※祝祭日、年末年始を除く		/						兵庫県身体障害者福祉協会内 078-230-9545(TEL) 078-230-9553(FAX) shogaisha110@hyoshinkyō.jp						
	障害者のための弁護士・福祉専門職による無料法律相談		法律にかかる問題について弁護士と福祉専門職が無料で対応。 聴覚や発話に困難のある方は電話リレーサービスをお使いいただけます。 [相談日時]毎週火・木曜日13:00～16:00 ※祝祭日、年末年始を除く														兵庫県弁護士会 078-362-0074(TEL)
	障害者のための無料スマホ・パソコン相談室		障害者のためのスマホ・パソコン総合相談窓口。 [相談日時]月・火・水・金10:00～16:00 ※祝祭日、年末年始を除く														兵庫県身体障害者福祉協会内 078-855-8772(TEL) 078-242-4260(FAX) digital@hyoshinkyō.jp
税の控除等	所得税	・本人、控除対象配偶者又は扶養親族に身体障がいのある人がいる場合	所得控除額	27万円			●	●	●	●	相生税務署 0791-23-0231(TEL)						
	住民税及び森林環境税			40万円	●	●											
				26万円			●	●	●	●		税務課 43-6803(TEL) 43-6892(FAX) minzei@city.ako.lg.jp					
				30万円	●	●											
		・身体障がいのある人	合計所得金額が135万円以下（給与収入の場合、2,043,999円以下）の場合、個人住民税及び森林環境税が非課税		●	●	●	●	●	●							
	相続税	・心身障がいのある人が相続した場合	相続税からの控除額	(85歳－現在の年齢)×10万円			●	●	●	●	相生税務署 0791-23-0231(TEL)						
			(85歳－現在の年齢)×20万円	●	●												
	軽自動車税	・身体障がいのある人又はその人と生計を一にする人が運転し、もっぱら障がい者の用に供する自動車(指定の期日までに申請必要) ・県税事務所での受付は4月～2月(3月中は受付できません)	減免 ※障がいの区分と程度により該当にならない場合があります 詳しくは、市税務課または龍野県税事務所にお問い合わせ下さい。		●	●	●	●	●	●	税務課 43-6803(TEL) 43-6892(FAX) minzei@city.ako.lg.jp						
	自動車税											龍野県事務所 0791-63-5130(TEL) 0791-63-2560(FAX)					
	自動車税				・上記自動車を新規（新車・中古）登録で取得する場合	減免 ※障がいの区分と程度により該当にならない場合があります また、上限があります。		●	●	●	●	●	●	姫路県税事務所 079-231-4105(TEL)			

名称	区分	主 要 件	内 容	身体障害者手帳						お問い合わせ先
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	
交 通 機 関 ・ 公 共 料 金 等 の 割 引	NHK放送受信料	・身体障害者手帳所持者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額免除	●	●	●	●	●	●	NHK受信料の窓口 0570-077-077 (ナビダイヤル) 午前9時～午後6時 ※土・日・祝日も受付
		・視覚、聴覚障がいにより身体障害者手帳を所持する人が、世帯主で、かつ、受信契約者の場合 ・身体障害者手帳の障害等級が重度（1級または2級）の人が、世帯主で受信契約者の場合	半額免除	●	●					
		(福祉事務所長の証明を受けた免除申請書を提出)								
JR運賃	・第1種身体障害者手帳所持者が介助者と利用する場合、距離制限なし、急行とも ※所持者のみの利用については距離制限あり ・第2種身体障害者手帳所持者が片道100kmを超える区間を利用する場合	本人と介助者1人5割引 (定期乗車券も対象となる)	●	●	●	●	●	●	JR各駅窓口 (手帳提示)	
		本人のみ5割引	●	●	●	●	●	●		
私鉄運賃	・身体障害者手帳所持者			詳しくは各私鉄会社窓口でご確認ください						各会社窓口
船舶カーフェリー	・身体障害者手帳所持者			詳しくは各船舶カーフェリー会社窓口でご確認ください						各会社窓口
民間・公営バス	・身体障害者手帳所持者			詳しくは各バス会社窓口でご確認ください						各会社窓口
国内航空運賃	・身体障害者手帳所持者			詳しくは各航空会社窓口でお問い合わせください						各会社窓口

名称	区分	主 要 件	内 容	身体障害者手帳						お問い合わせ先
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	
公 共 料 金 等 の 割 引	有料道路割引制度 〔ETCを使用する場合〕	【本人運転の場合】 ・身体障がいのある人が自家用自動車、レンタカー、知人の自家用車等を自ら運転する場合	5割引 (市役所社会福祉課で証明を受け、事前登録した車両・ETCカード・ETC車載器での通行が必要)	●	●	●	●	●	●	社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp
		【介護者運転の場合】 ・介護者が第1種身体障害者手帳所持者を乗せて自家用自動車、レンタカー、知人の自家用車等を運転する場合 ・第1種身体障害者手帳所持者がタクシー等に乗車する場合	※事前登録した車両以外での通行時は、現金レーンにて割引シール提示により割引適用可能	●	●	●	●			
	有料道路割引制度 〔ETCを使用しない場合〕	【本人運転の場合】 ・身体障がいのある人が自家用自動車、レンタカー、知人の自家用車等を自ら運転する場合	5割引 (市役所社会福祉課で必要事項を記入した手帳を料金支払い時に提示する)	●	●	●	●	●	●	
		【介護者運転の場合】 ・介護者が第1種身体障害者手帳所持者を乗せて自家用自動車、レンタカー、知人の自家用車を運転する場合 ・第1種身体障害者手帳所持者がタクシー等に乗車する場合		●	●	●	●			
	タクシー運賃	・身体障害者手帳所持者	1割引	●	●	●	●	●	●	各会社窓口 (手帳提示)

名称	区分	主 要 件	内 容	身体障害者手帳						お問い合わせ先
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	
その他	駐車禁止除外指定車標章の交付		視覚・下肢・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・免疫の機能障害の各々の1～4級、上肢機能障害の1級及び2級（ただし、2級にあつては両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠く障害に限る）、聴覚障害の2級及び3級、平衡機能障害の3級、体幹・ぼうこう・直腸・肝臓の機能障害の各々の1～3級、乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能障害の1級及び2級（ただし、2級にあつては一上肢のみに運動機能障害がある場合は除く。）又は移動機能障害の1～4級の身体障害者手帳の交付を受けた人並びに色素性乾皮症の診断を受けた人が現に使用中の車両について、道路標識や道路標示で駐車を禁止している場所等における必要最小限の駐車を認め、生活の利便を図るため「駐車禁止除外指定車標章」を交付する							県内の警察署交通課 警察本部交通規制課 ※パソコンを使用したオンライン申請も可能です。 ※受付時間などの詳細は兵庫県警察ホームページをご覧ください。
	ゆずりあい駐車場	・視覚・肢体・内部障がい等のある人で一定の要件を満たす人	兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付	▲	▲	▲	▲	▲	▲	社会福祉課 43-6809(TEL) 45-3396(FAX)
	ミライOID	・身体障害者手帳所持者	障がい者手帳の情報を読み込み、スマートフォンで表示できるほか、マイナポータルと手帳情報の連携が可能	●	●	●	●	●	●	(株)ミライO 問い合わせフォームより お問い合わせください
	自動車事故対策機構(NASVA)	・自動車事故により脳に損傷を受けたことによる後遺症が残った方	専門施設で社会復帰に向けた治療と看護、交通事故に起因する悩み事に応じた相談対応、介護用品の購入等に要する費用の支給を行う	●	●	●	●	●	●	NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000738 (TEL)

名称	区分	主 要 件	内 容	身体障害者手帳						お問い合わせ先
				1級	2級	3級	4級	5級	6級	
福祉資金	生活福祉資金の貸付									社会福祉協議会 42-1397(TEL) 45-2444(FAX) ako-shakyo@ako-shakyo.jp
	①生業を営むために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開業、事業継続のため一時的に必要な経費で、恒常的に必要な経費を除く（今後、安定した収入を確保できない事業、他の負債への返済、事業の運転資金、人件費、生活費の貸付はできない） ・生業を営むための自動車の購入 	4,600,000円以内							
	②技能習得に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校およびその他各種学校(通信制、定時制を含む)の在学期間を通じて必要となる経費 ・技能取得期間中の生計を維持するために必要な経費 ・就労するために必要な知識・技術習得経費 ・日常生活の便宜を図るための運転免許取得経費 	5,800,000円以内	●	●	●	●	●	●	
	③就職・技能習得等の支度経費	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象である者が、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校およびその他各種学校(通信制、定時制を含む)の入学にあたり、入学時または入学前に必要となる経費（受験料の貸付はできない） ・自宅からの通学が困難な場合における下宿・寮等の入居費用 	500,000円以内							
	④住宅の増改築、改修等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の増築、改築、拡張、補修、保全のために必要な経費 ・公営住宅法に規定する公営住宅を譲り受けるために必要な経費 	2,500,000円以内							
	⑤福祉用具購入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に必要な経費 	1,700,000円以内							
	⑥障がい者自動車購入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が自ら運転する自動車、または障がい者と生計を一にする者が、当該障がい者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための自動車を購入する場合(通院およびリハビリに使用する自動車)/(通園、通勤、通所等の送迎に使用する自動車) ・オプション費用については上限100,000円 ・必要総額に対し、20%以上の自己資金が必要 	2,500,000円以内							
	⑦中国残留邦人年金追納に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の保険料免除期間とみなされた期間について、保険料の追納に必要な経費 	5,136,000円以内							
	⑧障がい者サービス等に必要な経費※障害者総合支援法による障害福祉サービス受給中の世帯が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス受給期間中、生計維持するのに必要な経費(家賃、光熱水費、食費、被服費等) 	2,300,000円以内							
⑨その他日常生活上一時的に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上一時的に必要な経費で、その費用の支払いがなければ今後の生活に支障を及ぼす恐れがあると思われる経費（生活費など根拠を明らかにすることのできない費用、家賃等の滞納、公共料金等の未払い金、借入金の返済の貸付はできない） 	500,000円以内								
※すべて無利子(ただし連帯保証人を立てない場合は1.5%)										